

(別紙)新旧対照表

変更前	変更後
8 特定事業の名称	
1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

変更前	変更後
別紙 1	
<p>1 特定事業の名称 番号 1131(1143) (省略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 学校法人 <u>新潟総合学院</u> <u>新潟コンピュータ専門学校</u> (新潟市米山3-1-53) 宗教法人 新潟大神宮 新潟高度情報処理技術学院 (新潟市西大畑町5195) __ 学校法人 新潟高度情報学園 新潟情報ビジネス専門学校 (新潟市明石1-3-5) __ 学校法人 <u>電子開発学園九州</u> <u>新潟情報専門学校(新潟市弁天2-3-13)</u> 学校法人 <u>新潟大原学園</u> <u>大原情報医療専門学校新潟校</u> (新潟市花園1-3-1) 学校法人 <u>新潟総合学院</u> <u>新潟会計ビジネス専門学校</u> (新潟市弁天2-4-21) 学校法人 <u>新潟総合学院</u> <u>新潟ビジネス専門学校</u> (新潟市万代1-2-22)</p>	<p>1 特定事業の名称 番号 1131(1143、1145) (省略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 宗教法人 新潟大神宮 新潟高度情報処理技術学院 (新潟市西大畑町5195) 学校法人 新潟高度情報学園 新潟情報ビジネス専門学校 (新潟市明石1-3-5)</p>

変更前	変更後
<p><u>新潟県立新潟商業高等学校</u> <u>(新潟市白山浦 2-68-2)</u></p> <p>(2) <u>上記</u> の記載がある者が開設する 1143 の特例措置を使用した講座の共同開設者(修了試験に係る試験の提供者) 日本CIW普及育成協議会(JACC) 会長 西川靖俊 (東京都千代田区鍛冶町 1-5-7 江原ビル5階)</p> <p>(省略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>新潟コンピュータ専門学校</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟高度情報処理技術学院</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟情報ビジネス専門学校</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟情報専門学校(システム系学科)</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟情報専門学校(ビジネス系学科)</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟情報専門学校</u> <u>(マルチメディア系学科)</u> <u>初級システムアドミニストレータ講座</u> <u>添付書類に記載のとおり。</u></p>	<p>(2) 修了認定に係る試験の提供者</p> <p>日本CIW普及育成協議会(JACC) (東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル5F)</p> <p>(省略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p>

変更前	変更後
<p><u>新潟情報専門学校（大学併修科）</u> 初級システムアドミニストレータ講座 <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>大原情報医療専門学校新潟校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟会計ビジネス専門学校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 <u>添付書類に記載のとおり</u></p> <p><u>新潟ビジネス専門学校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p><u>新潟県立新潟商業高等学校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p>— <u>新潟高度情報処理技術学院</u> 初級システムアドミニストレータ講座 （C I W併用コース） <u>添付書類に記載のとおり。</u></p> <p>— <u>新潟情報ビジネス専門学校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 （C I W併用コース） <u>添付書類に記載のとおり。</u></p>	<p>— <u>新潟高度情報処理技術学院</u> 初級システムアドミニストレータ講座 （C I W併用コース） <u>添付書類（資料1）に記載のとおり。</u></p> <p>— <u>新潟情報ビジネス専門学校</u> 初級システムアドミニストレータ講座 （C I W併用コース） <u>添付書類（資料2）に記載のとおり。</u></p>
<p><u>認定講座の運営に当たって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p>	<p><u>当該講座の運営に当たって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p>
<p>（2）修了認定の基準</p> <p><u>各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p>	<p>（2）修了認定の基準</p>

変更前	変更後
<p><u>経済産業大臣が告示で定める民間資格試験の取得を含む場合は、次の各号に掲げるものを満たすものであること。</u></p> <p><u>一．経済産業大臣が告示で定める民間資格試験を受験し、これに合格することによって認定される民間資格を取得すること。</u></p> <p><u>二．前号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。有資格者に対し当該試験を実施し、<u>独立行政法人情報処理推進機構</u>の定める合格基準を満たした<u>もの</u>について、修了を認定する。</u></p> <p>(各校が定める出席率)</p> <p><u>新潟コンピュータ専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟高度情報処理技術学院</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟情報ビジネス専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟情報専門学校</u> 当該講座の3分の2以上</p> <p><u>大原情報医療専門学校</u> 当該講座の3分の2以上</p> <p><u>新潟会計ビジネス専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟ビジネス専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟県立新潟商業高等学校</u> 当該講座の3分の2以上</p>	<p><u>民間資格を取得するための試験である「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること。</u></p> <p><u>前号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。有資格者に対し当該試験を実施し、<u>日本C I W普及育成協議会</u> (<u>独立行政法人情報処理推進機構(I P A)</u>)が提供する問題を利用する場合は<u>独立行政法人情報処理推進機構(I P A)</u>の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p>(各校が定める出席率)</p>

変更前	変更後
<p>(民間資格試験の取得を含む場合の各校が定める出席率)</p> <p>新潟高度情報処理技術学院 当該講座の3分の2以上</p> <p>新潟情報ビジネス専門学校 当該講座の3分の2以上</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>試験問題は独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する試験問題を使用する。試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</u></p> <p><u>また、経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合は、修了認定に係る試験の問題は、C I W普及育成協議会(J A C C)が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査を受け、適切であるものと認められたものに限り、これを使用する。修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の終了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</u></p>	<p>新潟高度情報処理技術学院 当該講座の3分の2以上</p> <p>新潟情報ビジネス専門学校 当該講座の3分の2以上</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>修了認定に係る試験の問題は、日本C I W普及育成協議会(J A C C)が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査を受け、適切であるものと認められたもの、<u>または、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を利用する。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>(4) <u>修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及びその試験項目</u></p> <p>資格名 「CIWアソシエイト」</p> <p>試験項目 <u>添付書類に記載のとおり</u></p>	<p>(4) <u>民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u></p> <p>資格名称 「CIWアソシエイト」</p> <p>試験科目 「CIWファンデーション」</p> <p>試験項目 <u>以下のとおり</u></p>

変更前	変更後		
記載無し			
	<u>出題分野</u>		<u>試験項目</u>
(A)	<u>インターネットの概論</u>	1	<u>インターネット・コンセプト</u>
		2	<u>インターネット・インフラ</u>
(B)	<u>インターネットの利用</u>	1	<u>Web コンセプト</u>
		2	<u>Web サービスの利用</u>
		3	<u>データ・リサーチ</u>
(C)	<u>インターネットのメディア</u>	1	<u>オブジェクト・データ</u>
(D)	<u>セキュリティの技術</u>	1	<u>セキュリティ・リテラシー</u>
		2	<u>セキュリティ・マネジメント</u>
		3	<u>セキュリティ・テクノロジー</u>
		4	<u>ファイアウォール</u>
(E)	<u>e ビジネスの設計</u>	1	<u>e コマース</u>
		2	<u>マネジメント・ナレッジ</u>
(F)	<u>ネットワークの基礎</u>	1	<u>ネットワーク・コンセプト</u>
		2	<u>ネットワーク・アーキテクチャ</u>
(G)	<u>ネットワークの設計</u>	1	<u>ネットワーク・コンポーネント</u>
		2	<u>ネットワーク・テクノロジー</u>
(H)	<u>インターネットワーキング</u>	1	<u>インターネット・アーキテクチャ</u>
		2	<u>ネットワーク・デザイン</u>
		3	<u>ネットワーク・マネジメント</u>
(I)	<u>インターネットサービスの構成</u>	1	<u>サービス・コンポーネント</u>
		2	<u>サービス・コンポーネント</u>
		3	<u>サービス・コンポーネント</u>
(J)	<u>システムの開発</u>	1	<u>サーバサイド・スクリプト</u>
		2	<u>データベース</u>

変更前	変更後			
記載無し	(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
			2	HTML
	(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
			2	HTML コーディング
			3	HTML コーディング
			4	HTML コーディング
	(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
			2	拡張言語テクノロジー
			3	拡張言語テクノロジー

変更前	変更後
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者（経済産業大臣が告示で定める民間資格取得を含む場合にあっては、その資格の取得を含む）が、認定講座の修了を認められた日から<u>一年以内</u>に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち<u>第一号</u>に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び<u>第二号</u>に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から<u>1年以内</u>に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、<u>第1号</u>に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び<u>第2号</u>に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。</p>

変更前	変更後
<p>別紙 2</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132(1144) (省略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 学校法人 新潟総合学院 新潟コンピュータ専門学校 (新潟市米山3-1-53) 宗教法人 新潟大神宮 新潟高度情報処理技術学院 (新潟市西大畑町5195) _ 学校法人 新潟高度情報学園 新潟情報ビジネス専門学校 (新潟市明石1-3-5) _ 学校法人 電子開発学園九州 新潟情報専門学校(新潟市弁天2-3-13) 学校法人 新潟大原学園 大原情報医療専門学校 新潟校 (新潟市花園1-3-19) 新潟県立新潟商業高等学校 (新潟市白山浦2-68-2)</p> <p>(2) <u>上記</u> の記載がある者が開設する1144の特例措置を使用した講座の共同開設者(修了試験に係る試験の提供者) 日本CIW普及育成協議会(JACC) 会長 西川靖俊 (東京都千代田区鍛冶町1-5-7江原ビル5階)</p> <p>(省略)</p>	<p>別紙 2-1</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132(1144、<u>1146</u>) (省略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 宗教法人 新潟大神宮 新潟高度情報処理技術学院 (新潟市西大畑町5195) 学校法人 新潟高度情報学園 新潟情報ビジネス専門学校 (新潟市明石1-3-5)</p> <p>(2) <u>修了認定</u>に係る試験の提供者 日本CIW普及育成協議会(JACC) (東京都中央区京橋1-11-8西銀ビル5F)</p> <p>(省略)</p>

変更前	変更後
<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>新潟コンピュータ専門学校</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟高度情報処理技術学院</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟情報ビジネス専門学校</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟情報専門学校(システム系学科)</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟情報専門学校</u> (マルチメディア系学科) 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟情報専門学校(大学併修科)</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>大原情報医療専門学校新潟校</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p><u>新潟県立新潟商業高等学校</u> 基本情報技術者講座 添付書類に記載のとおり。</p> <p>— 新潟高度情報処理技術学院 基本情報処理技術者講座 (C I W併用コース) 添付書類に記載のとおり。</p> <p>— 新潟情報ビジネス専門学校 基本情報処理技術者講座 (C I W併用コース) 添付書類に記載のとおり。</p>	<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p>— 新潟高度情報処理技術学院 基本情報処理技術者講座 (C I W併用コース) 添付書類(資料3)に記載のとおり。</p> <p>— 新潟情報ビジネス専門学校 基本情報処理技術者講座 (C I W併用コース) 添付書類(資料4)に記載のとおり。</p>

変更前	変更後
<p>認定講座の運営に当たって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>経済産業大臣が告示で定める民間資格試験の取得を含む場合は、次の各号に掲げるものを満たすものであること。</u></p> <p>一、<u>経済産業大臣が告示で定める民間資格試験を受験し、これに合格することによって認定される民間資格を取得すること。</u></p> <p>二、<u>前号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p>(各校が定める出席率)</p> <p><u>新潟コンピュータ専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟高度情報処理技術学院</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟情報ビジネス専門学校</u> 当該講座の5分の4以上</p> <p><u>新潟情報専門学校</u> 当該講座の3分の2以上</p>	<p>当該講座の運営に当たって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>民間資格を取得するための試験である「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。</u></p> <p><u>前号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。有資格者に対し当該試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を利用する場合は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p>(各校が定める出席率)</p>

変更前	変更後
<p><u>大原情報医療専門学校</u> <u>当該講座の5分の4以上</u> <u>新潟県立新潟商業高等学校</u> <u>当該講座の3分の2以上</u></p> <p>(民間資格試験の取得を含む場合の各校が定める出席率)</p> <p>新潟高度情報処理技術学院 当該講座の3分の2以上 新潟情報ビジネス専門学校 当該講座の3分の2以上</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 <u>試験問題は独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する試験問題を使用する。試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</u> <u>また、経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合は、修了認定に係る試験の問題は、日本C I W普及育成協議会(J A C C)が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査を受け、適切であるものと認められたものに限る、これを使用する。修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の終了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</u></p>	<p>新潟高度情報処理技術学院 当該講座の3分の2以上 新潟情報ビジネス専門学校 当該講座の3分の2以上</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>修了認定に係る試験の問題は、日本C I W普及育成協議会(J A C C)が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査を受け、適切であるものと認められたもの、<u>または、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を利用する。</u> <u>修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u> 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>(4) 修了認定の基準に経済産業省が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及びその試験項目</p> <p>資格名 「CIWアソシエイト」</p> <p>試験項目 添付書類に記載のとおり</p>	<p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</p> <p>資格名称 「CIWアソシエイト」</p> <p>試験科目 「CIWファンデーション」</p> <p>試験項目 以下のとおり</p>

変更前	変更後			
記載無し				
		<u>出題分野</u>		<u>試験項目</u>
	(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
			2	インターネット・インフラ
	(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
			2	Web サービスの利用
			3	データ・リサーチ
	(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
	(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
			2	セキュリティ・マネジメント
			3	セキュリティ・テクノロジー
			4	ファイアウォール
	(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
			2	マネジメント・ナレッジ
	(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
			2	ネットワーク・アーキテクチャ
	(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
			2	ネットワーク・テクノロジー
	(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
			2	ネットワーク・デザイン
			3	ネットワーク・マネジメント
	(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
			2	サービス・コンポーネント
			3	サービス・コンポーネント

変更前	変更後			
記載無し	(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
			2	データベース
	(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
			2	HTML
	(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
			2	HTML コーディング
			3	HTML コーディング
			4	HTML コーディング
	(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
			2	拡張言語テクノロジー
			3	拡張言語テクノロジー

変更前	変更後
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者（経済産業大臣が告示で定める民間資格取得を含む場合にあっては、その資格の取得を含む）が、認定講座の修了を認められた日から<u>一年以内</u>に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち<u>第一号</u>に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び<u>第二号</u>に規定する情報処理システムの<u>活用</u>に関する共通知識を免除するものである。</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から<u>1年以内</u>に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、<u>第1号</u>に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び<u>第2号</u>に規定する情報処理システムの<u>開発</u>に関する共通の<u>基礎知識</u>を免除するものである。</p>

変更前	変更後
記載無し	<p data-bbox="371 360 528 394">別紙 2 - 2</p> <p data-bbox="371 450 608 483">1 特定事業の名称</p> <p data-bbox="395 495 858 528">番号 <u>1132(1144、1146)</u></p> <p data-bbox="395 539 1305 573">名称 <u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p data-bbox="371 622 970 656">2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p data-bbox="371 667 600 701">(1) <u>講座の開設者</u></p> <p data-bbox="419 712 711 745">学校法人 <u>新潟総合学院</u></p> <p data-bbox="443 757 1094 790">新潟コンピュータ専門学校 (新潟市米山3-1-53)</p> <p data-bbox="371 801 788 835">(2) <u>修了認定に係る試験の提供者</u></p> <p data-bbox="419 846 1278 880">株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)</p> <p data-bbox="371 929 863 963">3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p data-bbox="395 974 579 1008">認定を受けた日</p> <p data-bbox="371 1057 608 1090">4 特定事業の内容</p> <p data-bbox="403 1102 1123 1135">(1) <u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u></p> <p data-bbox="499 1146 1123 1180">新潟コンピュータ専門学校 <u>基本情報処理技術者講座</u></p> <p data-bbox="555 1191 1362 1225">(サーティファイ併用コース) <u>添付書類(資料5)に記載のとおり。</u></p> <p data-bbox="443 1281 1362 1393"><u>当該講座の運営に当たって、履修計画の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p data-bbox="403 1449 659 1482">(2) <u>修了認定の基準</u></p> <p data-bbox="467 1494 1362 1650"><u>民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、これに合格することによって認定される「情報処理技術者能力認定試験(2級)」資格を取得すること。もしくは、「情報処理技術者能力認定試験(2級 第1部)」を受験し、これに合格すること</u></p> <p data-bbox="467 1662 1362 1874"><u>前号に該当するもので、平成18年4月から実施されている基本情報処理技術者講座を履修している者にとっては、基本情報処理技術者講座(サーティファイ併用コース)の履修項目と重なっている項目のうち、履修済みの項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより前号と同等の資格を与える。</u></p>

変更前	変更後												
記載無し	<p data-bbox="475 360 1369 568"><u>前・号に加え、各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。有資格者に対し当該試験を実施し、株式会社サーティファイ（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を利用する場合は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p data-bbox="427 622 703 656"><u>（各校が定める出席率）</u></p> <p data-bbox="501 665 1174 698">新潟コンピュータ専門学校 当該講座の5分の4以上</p> <p data-bbox="403 752 839 786"><u>（3）修了認定に係る試験の実施方法</u></p> <p data-bbox="440 795 1369 958">修了認定に係る試験の問題は、株式会社サーティファイが統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査を受け、適切であるものと認められたもの、または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を利用する。</p> <p data-bbox="440 969 1369 1048">修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</p> <p data-bbox="440 1059 1369 1223">修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置を受けようとする者の指定した者が、これを行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果と当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。</p> <p data-bbox="403 1276 1254 1310"><u>（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u></p> <p data-bbox="440 1319 1054 1352">資格名称 「情報処理技術者能力認定試験（2級）」</p> <p data-bbox="440 1361 1158 1395">試験科目 「情報処理技術者能力認定試験（2級 第1部）」</p> <p data-bbox="440 1404 759 1438">試験項目 以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="370 1487 1366 1756"> <thead> <tr> <th data-bbox="370 1487 485 1532"></th> <th data-bbox="485 1487 863 1532">出題分野</th> <th data-bbox="863 1487 1366 1532">試験項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 1532 485 1621">(A)</td> <td data-bbox="485 1532 863 1621">情報の基礎理論</td> <td data-bbox="863 1532 1366 1621">1 基数変換，データ表現，演算と精度，論理演算，符号理論</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="863 1621 1366 1711">2 状態遷移，グラフ理論，オートマトンと形式言語</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="863 1711 1366 1756">3 計算量と情報量</td> </tr> </tbody> </table>		出題分野	試験項目	(A)	情報の基礎理論	1 基数変換，データ表現，演算と精度，論理演算，符号理論			2 状態遷移，グラフ理論，オートマトンと形式言語			3 計算量と情報量
	出題分野	試験項目											
(A)	情報の基礎理論	1 基数変換，データ表現，演算と精度，論理演算，符号理論											
		2 状態遷移，グラフ理論，オートマトンと形式言語											
		3 計算量と情報量											

変更前	変更後			
記載無し	(B)	データ構造とアルゴリズム	1	データ構造, アルゴリズムの基礎
			2	流れ図, 決定表, BN記法, ポーランド記法
			3	各種アルゴリズム, アルゴリズムの効率
	(C)	ハードウェア	1	半導体と集積回路
			2	プロセッサ, 動作原理
			3	メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置
			4	入出力インタフェース, 入出力装置 接続形態・接続媒体
			5	コンピュータの種類と特徴
	(D)	基本ソフトウェア	1	プロセス管理, 割込み制御
			2	主記憶管理, 仮想記憶
			3	入出力制御, ジョブ管理
			4	ファイル管理, 障害管理
			5	ミドルウェア
	(E)	システム構成と方式	1	システム構成方式, 処理形態
			2	システム性能, 信頼性
			3	応用システム
	(F)	システム開発と運用	1	プログラム構造, 制御構造
			2	プログラム言語, 言語処理系
			3	EUC, EUD, ソフトウェアの利用
			4	開発手法, 設計手法, テスト手法
			5	システムの環境整備, 運用管理
	(G)	ネットワーク技術	1	プロトコルと伝送制御
			2	符号化と伝送技術
			3	LANとインターネット
			4	電気通信サービス
			5	伝送媒体, 通信装置
			6	ネットワークソフト

変更前	変更後		
記載無し	(H)	データベース技術	1 データベースモデル
			2 データの分析・正規化
			3 データ操作
			4 データベース言語, SQLの利用
			5 DBMSの機能と特徴
			6 データベース制御機能 (排他制御, リカバリ)
	(I)	セキュリティ	1 セキュリティ対策
			2 プライバシ保護
			3 ガイドライン
	(J)	標準化	1 情報システム基盤の標準化
			2 データの標準化
			3 標準化組織
	(K)	情報化と経営	1 経営管理(経営戦略, 組織と役割 マーケティングなど)
			2 情報化戦略(業務改善など)
			3 IE分析手法, 管理図
			4 確立と統計
			5 最適化問題, 意思決定理論
			6 情報システムの活用(ビジネスシ ステム, 企業間システムなど)
			7 関連法規(情報通信, 知的財産権)
	5 当該規制の特例措置の内容		
	<p>本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。</p>		